

指定管理者年度総合評価の概要（令和3年度分）

施設名	出水駅周辺施設（出水駅西口広場外4施設）	
所在地	出水市上鯖淵715番7ほか	
施設概要 （設置目的）	公衆の利便性の向上並びに交通の安全性の確保及び円滑化を図るため	
指定管理者	名称	株式会社 トシヒロ
	所在地	熊本県水俣市汐見町一丁目5番23号
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日	
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input type="checkbox"/> なし	
指定管理者の業務	(1) 管理施設の使用許可に関する業務 (2) 管理施設の使用許可の取消しに関する業務 (3) 管理施設内における駐車等の拒否に関する業務 (4) 管理施設における違反車両の利用者等への命令に関する業務 (5) 管理物件の維持管理に関する業務 (6) 利用者等への案内に関する業務 (7) 前各号に掲げるもののほか、本施設の管理運営上市長が必要と認める業務	
市所管課	建設部 都市計画課 計画管理係	
年間利用者数	時間貸し駐車場利用台数：15,210台	
年間申請件数	月ぎめ使用月数：1,369月	
指定管理料	9,766,570円（調整後：11,493,570円）	
施設管理費合計	19,469,469円	
総合評価	<b>合計74.34点</b> （おおむね適切に管理運営されていると認められる。）	
評価理由・意見等	指定管理第3期も4年目となり、安定した管理運営が行われている。早朝の時差出勤、夜間対応等の柔軟な対応や、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業を行い、利用者へのサービス向上に努めており、利用者アンケートでも職員の対応を評価されている。また、自主事業では12月上旬から1月中旬にかけて実施された西口広場イルミネーションが年末年始を彩り、地域活性化に貢献している。	

【総合評価の目安】

80点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
-------	-----------------------

60点以上80点未満	おおむね適切に管理運営されていると認められる。
40点以上60点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
40点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。

指定管理者年度総合評価の概要（令和3年度分）

施設名	出水市都市公園（東光山公園外11公園）及び一般公園（西出水住宅公園外7公園）	
所在地	出水市上鯖淵6332番5 ほか	
施設概要 （設置目的）	レクリエーション・スポーツ施設の利用をはじめ、休養・鑑賞や自然と親しむ空間など、様々な機能を含み、住民の憩いの場とするため。	
指定管理者	名称	株式会社地産地消 心のきずな
	所在地	出水市上知識町269番地
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（2年目）	
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし	
指定管理者の業務	(1) 管理施設の使用許可に関する業務（占用許可を除く。） (2) 管理施設の利用の禁止及び制限に関する業務 (3) 管理施設の使用許可の取り消し等の監督処分に関する業務 (4) 管理施設等の維持保全に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	
市所管課	建設部 都市計画課 計画管理係	
年間利用者数	1,520人	
年間申請件数	23件	
指定管理料	10,511,000円	
施設管理費合計	10,627,538円	
総合評価	<b>合計68.51点</b> （おおむね適切に管理運営されていると認められる。）	
評価理由・意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理第1期2年目であり、1年目と比較して円滑な事業運営であった。</li> <li>・事業所として、就業規則や文書管理、個人情報への取扱い、緊急時の対応の考え方などある程度ルールやマニュアルが作成されている。</li> <li>・仕様書又は計画書どおりに事業がおおむね実施されている。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る対応や市から依頼した臨時巡回、点検及び遊具清掃など、すぐに対応し報告を受けた。</li> <li>・アンケートや意見について、積極的に聴取し対応していたが、施設全体の満足度がより高くなるよう今まで以上に取り組んでほしい。</li> </ul>	

【総合評価の目安】

80点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
60点以上80点未満	おおむね適切に管理運営されていると認められる。
40点以上60点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
40点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。

指定管理者年度総合評価の概要（令和3年度分）

施設名	出水市都市公園（出水駅東口緑地公園外9公園）及び一般公園（みそなめの碑公園外3公園）	
所在地	出水市上鯖淵646番5ほか	
施設概要 （設置目的）	レクリエーション・スポーツ施設の利用をはじめ、休養・鑑賞や自然と親しむ空間など、様々な機能を含み、住民の憩いの場とするため。	
指定管理者	名称	株式会社 吉田農園
	所在地	出水市大野原町1319番地
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（2年目）	
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし	
指定管理者の業務	(1) 管理施設の使用許可に関する業務（占用許可を除く。） (2) 管理施設の利用の禁止及び制限に関する業務 (3) 管理施設の使用許可の取り消し等の監督処分に関する業務 (4) 管理施設等の維持保全に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	
市所管課	建設部 都市計画課 計画管理係	
年間利用者数	79人	
年間申請件数	10件	
指定管理料	10,420,000円	
施設管理費合計	9,831,404円	
総合評価	<b>合計67.87点</b> （おおむね適切に管理運営されていると認められる。）	
評価理由・意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理第1期2年目であり、1年目と比較して円滑な事業運営であった。</li> <li>・ 仕様書又は計画書どおりに事業がおおむね実施されている。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応や市から依頼した臨時巡回、点検及び遊具清掃など、すぐに対応し報告を受けた。</li> </ul>	

【総合評価の目安】

80点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
60点以上80点未満	おおむね適切に管理運営されていると認められる。
40点以上60点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
40点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。

指定管理者年度総合評価の概要（令和3年度分）

施設名	出水市総合観光ステーション・出水市出水駅観光特産品館「飛来里」・出水市ツル観察センター	
所在地	出水市上鯖淵715番地16ほか	
施設概要 (設置目的)	<p>出水市総合観光ステーション：本市の観光の魅力を広く情報発信するとともに、本市を訪れる観光客等に対する的確な現地情報の提供を行う。</p> <p>出水市出水駅観光特産品館「飛来里」：中心市街地における商業施設等の集積を推進し、地域経済の活性化を図る。</p> <p>ツル観察センター：ツル観察及び野鳥保護の思想普及を図る。</p>	
指定管理者	名称	一般社団法人 出水市観光特産品協会
	所在地	出水市上鯖淵715番地16
指定期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）	
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input type="checkbox"/> なし	
指定管理者の業務	<p>(1) 出水市出水駅観光特産品館「飛来里」</p> <p>ア 施設の使用許可等に関する業務</p> <p>イ 施設の使用許可の取消し等に関する業務</p> <p>ウ 施設の駐車場の管理に関する業務</p> <p>エ 施設の入館の制限に関する業務</p> <p>オ 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、飛来里の管理運営上市長が必要と認める業務</p> <p>(2) 出水市総合観光ステーション</p> <p>ア 観光案内所が行う事業に関する業務</p> <p>イ 施設の入館の制限に関する業務</p> <p>ウ 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、観光案内所の管理運営上市長が必要と認める業務</p> <p>(3) 出水市ツル観察センター</p> <p>ア 施設の使用許可等に関する業務</p> <p>イ 施設の使用許可の取消し等に関する業務</p> <p>ウ 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、センターの管理運営上市長が必要と認める業務</p>	
市所管課	商工観光部商工観光課	
年間利用者数	飛来里利用者数（売店・観光案内・飲食店）	59,584人
	飛来里駐車場利用台数	3,547台
	ツル観察センター利用者数	13,303人

年間申請件数	—
指定管理料	16,569,000円
施設管理費合計	19,806,337円
<b>総合評価</b>	<b>合計80.55点</b> (高い水準で管理運営されていると認められる。)
<b>評価理由 意見等</b>	指定管理事業はおおむね適切に執行されていた。 指定管理者の経営状況は安定化されてきていることが今回の評価につながった。

【総合評価の目安】

80点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
60点以上80点未満	おおむね適切に管理運営されていると認められる。
40点以上60点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
40点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。

指定管理者年度総合評価の概要（令和3年度分）

施設名	出水市高尾野市民交流センター	
所在地	出水市高尾野町大久保160番地1	
施設概要 (設置目的)	市民の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の利便に供し、もって福祉の増進に寄与するため。	
指定管理者	名称	社会福祉法人 出水市社会福祉協議会
	所在地	出水市平和町97番地
指定期間	令和2年12月1日～令和5年3月31日	
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし	
指定管理者の業務	(1) 市民交流施設が行う事業の運営に関する業務 (2) 施設の使用の許可等に関する業務 (3) 設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	
市所管課	高尾野支所総合市民課 総務・税グループ	
年間利用者数	7,415人	
年間申請件数	181日	
指定管理料	1,087,000円	
施設管理費合計	979,959円	
総合評価	合計77.23点 (おおむね適切に管理運営されていると認められる。)	
評価理由・意見等	<p>本年度も新型コロナウイルス感染症による影響で利用人数制限が継続し、臨時休館措置も度々行われたため、事業も中止、延期等せざるを得ない状況にあり、先行きも不透明であった。</p> <p>そのような状況の中でも、事業実施に向けての工夫、検討を重ね、できることを適切に実施しており、評価に値すると考える。</p>	

【総合評価の目安】

80点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
60点以上80点未満	おおむね適切に管理運営されていると認められる。
40点以上60点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
40点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。

指定管理者年度総合評価の概要（令和3年度分）

施設名	出水市野田市民交流センター	
所在地	出水市野田町上名6034番地1	
施設概要 (設置目的)	市民の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の利便に供し、もって福祉の増進に寄与するため。	
指定管理者	名称	社会福祉法人 出水市社会福祉協議会
	所在地	出水市平和町97番地
指定期間	令和2年12月1日～令和5年3月31日	
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし	
指定管理者の業務	(1) 市民交流施設が行う事業の運営に関する業務 (2) 施設の使用の許可等に関する業務 (3) 設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	
市所管課	野田支所総合市民課 総務・税グループ	
年間利用者数	3,156人	
年間申請件数	327件	
指定管理料	869,000円	
施設管理費合計	876,199円	
総合評価	<b>合計75.00点</b> (おおむね適切に管理運営されていると認められる。)	
評価理由・意見等	新型コロナウイルス感染症による影響で、利用人数制限が継続し臨時休館措置も度々行われた。計画した事業も中止、変更等せざるを得ない状況であった。そのような状況の中でも、事業実施に向けて準備、検討を重ね、できることを適切に実施しており、評価に値すると考える。	

【総合評価の目安】

80点以上	高い水準で管理運営されていると認められる。
60点以上80点未満	おおむね適切に管理運営されていると認められる。
40点以上60点未満	不適切な部分が認められ、改善の指導を行う。
40点未満	早急に改善についての勧告を行い、改善の報告又は改善計画書の提出を求める。